（証券コード：9115）
2023年６月13日
（電子提供措置の開始日　2023年６月７日）

株 主 各 位

神戸市中央区明石町32番地
明 治 海 運 株 式 会 社
取締役社長　　内 田 貴 也

第169回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第169回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席いただけない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　2023年６月29日（木曜日）午前10時

２．場　　所　　神戸市垂水区東舞子町18番11号
　　シーサイドホテル舞子ビラ神戸 本館３階　舞子の間

３．目 的 事 項

報告事項　１．第169期(2022年４月１日から2023年３月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第169期(2022年４月１日から2023年３月31日まで)計算書類報告の件

決議事項
　第１号議案　定款一部変更の件（商号の変更）
　第２号議案　取締役９名選任の件

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。
　当社ウェブサイト　https://www.meiji-shipping.com/investors/kabunushi.html
また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しています。
　東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

以　上

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会へのご出席

開催日時　2023年６月29日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申しあげます。



書面（郵送）による議決権行使

行使期限　2023年６月28日（水曜日）午後5時30分

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネットによる議決権行使

行使期限　2023年６月28日（水曜日）午後5時30分

パソコンまたはスマートフォンから、次頁の案内に従って、行使期限までに各議案に対する賛否をご入力ください。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
◎インターネット等による方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
◎議決権行使書面とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
◎株主総会の日時、場所を変更した場合、または株主総会の運営に関してお知らせすべき事項が生じた場合におきましても、当社ホームページに掲載させていただきます。
当社ホームページ：https://www.meiji-shipping.com/

インターネットによる議決権行使のご案内

・ＱＲコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のＱＲコードを読み取ってください。

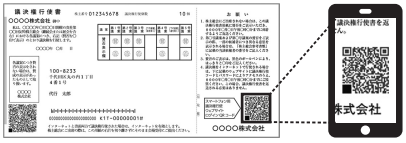

※「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。

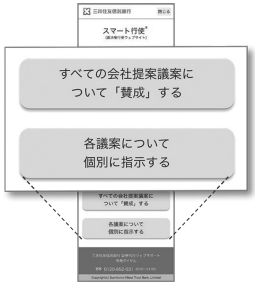

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがＰＣ向けサイトへログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※ＱＲコードを読み取っていただくと、ＰＣ向けサイトへ遷移できます。

・議決権行使コード・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック

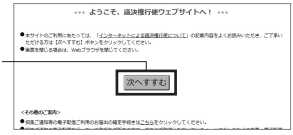

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

①「議決権行使コード」を入力

②「ログイン」をクリック



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」および株主さまがご使用になる「新しいパスワード」をご入力ください。

①「パスワード」を入力

②「登録」をクリック

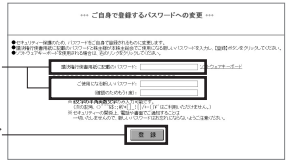

4 以降は、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。

【ご注意】
・パソコンまたはスマートフォンのインターネット利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合があります。
・パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
・議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
・インターネット接続に係る費用は株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ	三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル 0120-652-031（受付時間：午前９時～午後９時）

機関投資家の皆さまへ
管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

事　業　報　告

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

〈経済環境〉

当連結会計年度における世界経済は、コロナ危機から回復傾向をたどりましたが、インフレと金融引き締め、ロシアのウクライナ侵攻が重しとなり、世界経済の成長率は3.4％となりました。

米国・欧州経済は、金融引き締めによるインフレ率のピークアウト観測の浮上により、緩やかな持ち直しとなりました。中国経済は、新型コロナウイルスの大規模感染が複数発生したこと、不動産投資の縮小により2022年後半は低迷しました。

我が国経済は、オミクロン株拡大によるまん延防止等重点措置の適用、対ロシア制裁の影響による物価上昇により個人消費の回復が遅れましたが、年末にかけてのウィズコロナへの移行もあり、成長率は1.1％となりました。

当連結会計年度の為替は、米国のゼロ金利政策解除を背景に122円台で始まり、その後は米国でのインフレ加速とそれに伴う大幅な利上げが急速に進んだ一方で我が国においては金融緩和策が継続されたことによる日米金利差の拡大も背景に、10月には一時151円台を記録しました。11月以降は米国の利上げ幅縮小もありドル高・円安の動きが一服し、12月末は132円台、年明け３月末は133円台と横ばいとなりました。

〈外航海運業〉

大型タンカー傭船市況は、コロナ禍による世界的な原油需給の緩和による荷動きの減少の影響が前年度から引き続きみられた一方で、7月以降はウクライナ情勢に起因するトレードパターンの変化による船腹需要の増加がコロナ禍起因の負の要因を大きく上回る結果となり、概ね堅調に推移しました。石油製品船傭船市況もジェット燃料など石油製品荷動きの低迷など、2022年序盤はコロナ禍による荷動きの停滞が懸念されていましたが、ロシア出し石油製品の代替調達によるトンマイルの伸長がそれら懸念を打ち消すこととなり、年間を通じ比較的堅調に推移しました。また、LPG/LNG船傭船市況については、ウクライナ情勢による貨物需要の増大や貨物価格の地域差の拡大などを要因として荷動きが活発化し、期中を通じておおむね堅調に推移しました。特にLNG船においてはヨーロッパにおける船腹需要が急激に伸長するなど、ロシアによるウクライナ侵攻の影響が非常に強く、歴史的な高水準で推移しました。

バルカー傭船市況は、タンカー傭船市況とは対照的に、2022年半ば以降、中国における経済成長縮小に起因する原材料の需要不振を主要因として、特に大型船について本年3月まで下落傾向にて推移しましたが、一時的に３月にはようやく底打ちの気配が見られました。中小船型については、大型船ほどの市況の下落幅は

見られなかったものの、年間を通して概ね低調なレベルにて推移しました。

自動車船傭船市況は、コロナ禍からの回復に伴う、自動車生産量と荷動きの増加が2021年後半より生じ、一方で2020年の荷動き減退の際に日本と欧州のオペレーターを中心に行われたスクラップの促進など、船腹供給量の絞り込みが如実に市況に反映され、歴史的な高水準にて推移しました。

コンテナ船傭船市況は、2020年半ば以降、コロナ禍に起因する港湾の混雑や一部地域におけるコンテナ不足などを背景とした船腹需要の増加が2022年初めにピークを迎え、状況の落ち着きとともにその後急落し、11月以降はコロナ禍前の水準に戻り、横這いの状態で推移しました。

このような状況のもと、当連結会計年度の外航海運業部門は、前連結会計年度に竣工・取得した船舶の稼働増に加え、タンカー２隻、バルカー３隻の新規稼働、および円安の影響もあり、売上高は51,007百万円（前年同期比21.7%増）となり、外航海運業利益は8,868百万円（前年同期比43.5%増）となりました。また、特別利益として、当社の連結子会社が所有する船舶３隻の船舶売却益7,466百万円を計上しています。

〈ホテル関連事業〉

ホテル関連事業部門では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたものの、10月以降は入国制限の緩和、全国旅行支援の拡大などにより需要は回復基調に転じ、その結果、ホテル関連事業部門の売上高は6,522百万円（前年同期比92.8%増）となり、ホテル関連事業損失は400百万円（前年同期はホテル関連事業損失2,068百万円）となりました。なお、営業外収益に雇用調整助成金356百万円（前年同期は1,129百万円）を計上しています。

〈不動産賃貸業〉

不動産賃貸業部門では、売上高は531百万円（前年同期比4.6%増）となり、不動産賃貸業利益は296百万円（前年同期比1.3%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度において売上高は58,061百万円（前年同期比26.7%増）、営業利益は8,764百万円（前年同期比99.1%増）、営業外損益においては、持分法による投資利益1,748百万円の計上はありましたが、支払利息2,843百万円、為替差損1,782百万円の計上もあり、経常利益は6,443百万円（前年同期比48.3%増）、最終の親会社株主に帰属する当期純利益は、前述の船舶売却益および税金等調整前当期純利益の変動に応じ法人税等調整額1,176百万円の計上があり、6,439百万円（前年同期比96.4%増）になりました。

事業セグメント別売上高

区　　分	2021年度 (2022年３月期) 第168期	2022年度 (2023年３月期) 第169期	前期比 増減率 (△は減)
外航海運業	41,924百万円	51,007百万円	21.7%
ホテル関連事業	3,382百万円	6,522百万円	92.8%
不動産賃貸業	508百万円	531百万円	4.6%
合　　計	45,815百万円	58,061百万円	26.7%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は28,435百万円となりその内訳は以下のとおりです。

外航海運業セグメントにおいて、当社グループの船隊の充実と近代化を目的として、タンカー２隻、バルカー３隻および新造船建造費等の投資を行い、当該投資額は27,366百万円です。また、タンカー２隻、バルカー１隻を売却しました。

ホテル関連事業セグメントにおいて、ホテル施設等の設備拡充、取替更新等のための設備投資を行い、当該実施した投資額は207百万円です。

不動産賃貸業セグメントにおいて、賃貸用不動産の取得、ビル施設等の設備拡充、取替更新等のための設備投資を行い、当該実施した投資額は861百万円です。

(3) 対処すべき課題

2023年の世界経済の成長率は2.8%と予測されています。インフレ率の伸びは鈍化しているものの今もなお高い水準にあり、ロシアのウクライナ侵攻は依然として地政学的緊張を高め、最近では米国での地方銀行の破綻など金融部門の混乱も懸念されています。

このような経済状況のなか、当社グループの経営方針は従前と変わりなく、安全、安心、安定を根本に経営基盤の一層の充実を図っていきます。

外航海運業部門においては、世界的にポストコロナに向かう中での荷動きの変化、また、ロシアによるウクライナ侵攻は引き続きいずれの船種の市況にも大きな影響を与えるものと考え、今後の動向を注視し、これら変化する状況に的確に対応すべく船隊の整備・充実を進め、同時に安全運航体制の確保により、中長期の傭船契約を主体に、経営基盤の維持・向上に努力を重ねていきます。

ホテル関連事業部門では、国内客がようやくコロナ禍の状況から回復基調に転じ、海外客も徐々に増加しており需要は大幅に拡大傾向にありますが、一方で業界の人手不足感は否めず、今後も採用の強化を図り、従業員の定着に向けて様々な施策を講じ、収支改善に努めていきます。

不動産賃貸業部門では、引き続き保有不動産の品質の維持・向上を図りつつ、今後とも安定的な収益確保を目指していきます。

管理面においては、変化する環境に的確に対応できるよう、優秀な人材の確保、

育成を強化し、加えて、当社グループ内の種々リスクの管理体制を一層整備・強化していきます。

また、当社グループでは、内部統制およびコンプライアンス遵守についても重要課題として認識しており、その体制の維持・向上に引き続き取り組んでいきます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	2019年度 (2020年３月期) 第166期	2020年度 (2021年３月期) 第167期	2021年度 (2022年３月期) 第168期	2022年度 (2023年３月期) 第169期
売上高	43,881百万円	40,153百万円	45,815百万円	58,061百万円
経常利益	4,255百万円	2,623百万円	4,346百万円	6,443百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,719百万円	1,246百万円	3,277百万円	6,439百万円
１株当たり当期純利益	52.53円	37.95円	97.82円	190.17円
総資産	170,593百万円	205,099百万円	237,569百万円	274,947百万円
純資産	36,660百万円	38,739百万円	47,382百万円	68,433百万円

(注) １．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
(注) ２．第168期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年３月31日) 等を適用しており、第168期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	2019年度 (2020年３月期) 第166期	2020年度 (2021年３月期) 第167期	2021年度 (2022年３月期) 第168期	2022年度 (2023年３月期) 第169期
売上高	11,269百万円	11,093百万円	2,434百万円	2,798百万円
経常利益	855百万円	1,002百万円	1,269百万円	1,571百万円
当期純利益	579百万円	687百万円	982百万円	1,092百万円
１株当たり当期純利益	16.11円	19.10円	27.31円	30.36円
総資産	21,831百万円	24,529百万円	23,708百万円	24,903百万円
純資産	6,627百万円	7,367百万円	8,061百万円	9,151百万円

(注) １．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
(注) ２．第168期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年３月31日) 等を適用しており、第168期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
BRIGHT OCEAN MARITIME S.A.	US＄20,000	100%	外航海運業
東明汽船株式会社	90百万円	18.3%	外航海運業
エム・エム・エス株式会社	40百万円	25.0%	外航海運業
ぎのわん観光開発株式会社	50百万円	33.8%	ホテル関連事業
株式会社ラグナガーデンホテル	50百万円	20.0%	ホテル関連事業
株式会社ホテルアンヌプリ	50百万円	45.0%	ホテル関連事業
サフィールリゾート株式会社	50百万円	100%	ホテル関連事業
株式会社ザ・ウィンザー・ホテルズインターナショナル	2百万円	100%	ホテル関連事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容

① 外航海運業

② ホテル関連事業

③ 不動産賃貸業

(7) 主要な営業所

① 当社

本　　社：兵庫県神戸市中央区明石町32番地

東京本部：東京都目黒区上目黒一丁目18番11号

② 子会社

東明汽船株式会社

本　　社：東京都目黒区上目黒一丁目18番11号

エム・エム・エス株式会社

本　　社：東京都目黒区上目黒一丁目18番12号

MK CENTENNIAL MARITIME B.V.

本　　社：Oudezijds Voorburgwal 314, 1012 GL Amsterdam,
the Netherlands

株式会社ラグナガーデンホテル
　本　　社：沖縄県宜野湾市真志喜四丁目１番１号
株式会社ホテルアンヌプリ
　本　　社：北海道虻田郡ニセコ町字ニセコ480番地１
株式会社稚内観光開発
　本　　社：北海道稚内市開運一丁目２番２号
サフィールリゾート株式会社
　本　　社：兵庫県神戸市垂水区東舞子町18番11号
株式会社ザ・ウィンザー・ホテルズインターナショナル
　本　　社：北海道虻田郡洞爺湖町清水

(8) 営業設備

① 船　　舶

区　　分	隻　　数	総 屯 数	重量屯数	備　　考
保　有　船	49	2,999,595	4,374,171	タンカー、コンテナ船 バルカー、自動車専用船他
傭　　船	4	295,058	308,152	タンカー、コンテナ船 自動車専用船
計	53	3,294,653	4,682,323	

② ホテル及びゴルフ場

名　　称	所　　在　　地	備　　考
ラグナガーデンホテル	沖縄県宜野湾市 真志喜四丁目１番１号	客室総数303室 地上13階建、地下１階建
ニセコノーザンリゾート・アンヌプリ	北海道虻田郡ニセコ町 字ニセコ480番地１	客室総数152室 地上３階建
サフィールホテル稚内	北海道稚内市 開運一丁目２番２号	客室総数143室 地上12階建
シーサイドホテル舞子ビラ神戸	兵庫県神戸市垂水区 東舞子町18番11号	客室総数247室 本館　　地上14階建 緑風館　地上８階建、地下１階建
ザ・ウィンザーホテル洞爺リゾート＆スパ	北海道虻田郡洞爺湖町 清水336番地	客室総数386室 地上11階建、地下1階建
早来カントリー倶楽部	北海道勇払郡安平町 早来新栄６７１－１	ゴルフコース(全36ホール)

③ ビ　ル

名　称	所　在　地	備　考
明　海　ビ　ル	兵庫県神戸市中央区 明石町32番地	鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上10階、地下１階建 延面積14,241㎡
明海京橋ビル	東京都中央区 京橋二丁目18番２号	鉄筋コンクリート造 地上８階、地下１階建 延面積1,894㎡
明海三宮ビル	兵庫県神戸市中央区 京町76番地１号	鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上８階、地下１階建 延面積3,077㎡

(9) 企業集団及び当社の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比 増減
489名［309名］	12名減［4名増］

（注）従業員数は就業人員で、臨時従業員数は［ ］に年間の平均人員を外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

区　分	従業員数	前期末比 増　減	平均年齢	平均勤続年数
陸　員	85名	6名増	38.3歳	7.0年
海技職員	18名	2名増	26.1歳	2.2年
合計または平均	103名	8名増	36.1歳	6.2年

（注） 従業員数には、他社出向社員を含んでいます。

(10) 主要な借入先

借　入　先	借　入　残　高
株式会社三井住友銀行	26,273百万円
株式会社日本政策投資銀行	20,342百万円
株式会社福岡銀行	15,797百万円
株式会社みずほ銀行	15,559百万円
株式会社三菱UFJ銀行	13,464百万円

2．当社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　144,000,000株
(2) 発行済株式の総数　36,000,000株
(3) 株主数　8,178名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
明治土地建物株式会社	3,000千株	8.3%
三井住友海上火災保険株式会社	2,500千株	6.9%
東京海上日動火災保険株式会社	2,500千株	6.9%
京町産業株式会社	2,247千株	6.2%
明海興産株式会社	1,836千株	5.1%
株式会社三井住友銀行	1,794千株	4.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,359千株	3.7%
パックトレーディング株式会社	1,128千株	3.1%
タクティ株式会社	1,103千株	3.0%
山崎金属産業株式会社	1,050千株	2.9%

（注）1．千株未満は切り捨てて表示しています。
2．持株比率は自己株式（11,922株）を控除して計算しています。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会　長 ＣＥＯ	内田　和也	最高経営責任者
代表取締役 社　長 ＣＯＯ	内田　貴也	最高執行責任者 コンプライアンス管掌
代表取締役 副社長	丑嶋　淳	関連事業管掌、社長補佐 明海興産㈱代表取締役社長
専務取締役	土谷　信雄	海運担当 東明汽船㈱代表取締役社長
専務取締役	笹原　弘崇	総務担当
専務取締役	藤川　仁	船舶管理担当 エム・エム・エス㈱代表取締役社長
常務取締役	水野　敏郎	経理担当
取締役 執行役員	丹生　雅之	関連事業担当
取締役 執行役員	吉ヶ江隆介	海上安全技術担当
取締役	大野　勝久	
取締役	長谷　吉博	
常勤監査役	壷井　圭次	
監査役	松浦　明人	
監査役	遠藤　克博	遠藤克博税理士事務所代表
監査役	田中　誠一	一般財団法人日本船舶技術研究会会長

（注）1. 大野勝久氏及び長谷吉博氏は、社外取締役です。
2. 松浦明人氏、遠藤克博氏及び田中誠一氏は、社外監査役です。
3. 大野勝久氏、長谷吉博氏、松浦明人氏、遠藤克博氏及び田中誠一氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員です。
4. 社外監査役遠藤克博氏は、遠藤克博税理士事務所代表を兼務していますが、当社は当該税理士事務所との間に取引関係はありません。なお、同氏は千代田インテグレ㈱社外監査役を兼務しておりましたが、2023年３月30日に退任しています。
5. 社外監査役田中誠一氏は、一般財団法人日本船舶技術研究会会長を兼務していますが、当社は当該一般財団法人との間に取引関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と全社外取締役は、定款第32条の規定に基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額です。

当社と全社外監査役は、定款第41条の規定に基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額です。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬等は月例および毎年一定の時期に支給する固定の金銭報酬のみとし、その額は役位・職務内容・貢献度等を総合的に勘案して定める旨を取締役会で決定しています。

各取締役の報酬等の内容は、代表取締役３名に総務担当取締役が加わる協議を踏まえ、取締役会決議による委任に基づいて、最高経営責任者である代表取締役会長CEO内田和也が決定しています。

当該委任の理由は、代表取締役会長CEOが各取締役の職務内容・貢献度等を総合的に勘案しうる適任者であると取締役会が判断したためです。

代表取締役会長CEOは、取締役会で決議された取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針との整合性を慎重に検討の上、報酬等の内容を決定していることから、取締役会はその内容が決定に関する方針に沿うものであると判断しています。

② 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の各監査役の報酬等は各監査役の協議により報酬案が作成され、監査役会にて決定されています。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の金銭報酬の額は、2020年６月26日開催の第166回定時株主総会において、取締役については年額３億5,000万円以内（うち社外取締役分2,500万円以内）、監査役については年額5,500万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は２名）、監査役は４名です。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	280,750 (8,200)	280,750 (8,200)	—	—	—	11 (2)
監査役 （うち社外監査役）	23,040 (12,340)	23,040 (12,340)	—	—	—	4 (3)

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	大野　勝久	当事業年度の取締役会全11回全てに出席したほか、経営会議にも出席し、必要に応じ、豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行うことで、経営の重要事項の決定および業務執行の監督に努めています。
社外取締役	長谷　吉博	当事業年度の取締役会全11回全てに出席したほか、経営会議にも出席し、必要に応じ、豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行うことで、経営の重要事項の決定および業務執行の監督に努めています。
社外監査役	松浦　明人	当事業年度の取締役会は、全11回全て、当事業年度の監査役会は、全10回全てに出席したほか、経営会議にも出席し、必要に応じ、豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行っています。
社外監査役	遠藤　克博	当事業年度の取締役会は、全11回のうち10回、当事業年度の監査役会は、全10回全てに出席したほか、経営会議にも出席し、必要に応じ、豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行っています。
社外監査役	田中　誠一	当事業年度の取締役会は、全11回全て、当事業年度の監査役会は、全10回全てに出席したほか、経営会議にも出席し、必要に応じ、豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行っています。

4．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称　　協立神明監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 事業年度に係る会計監査人としての報酬等

17,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

19,500千円

（注）1. 会計監査人の報酬等について、監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討して同意しました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との報酬の額を区分していませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しています。

3. 当社の一部の海外連結子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（所在国における監査法人）の監査を受けています。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、定款第44条の規定に基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

５．会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

内部統制に係る体制および方針

適切な内部統制システムを構築することは取締役会の重要な責務であり、当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制基本方針」を次のとおり決定し、本方針に従って内部統制システムを適切に構築・運用する。

① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・取締役は職務執行および意思決定に係る重要な情報を文書で作成し、文書管理規程等の定めに従い、適切に保存および管理する。

・監査役会、コンプライアンス委員会、SDGs・安全委員会が求めたときは、いつでも当該文書を閲覧に供する。

② 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程およびその他の体制

・当社グループの組織横断的リスク状況の監視は、グループ経営トップが出席する経営会議委員会がこれを行う。個々の損失危険の領域ごとに、当該損失の危険に関する事項を統括する担当取締役、担当執行役員がそれぞれの損失の危険に対する潜在性を経営会議委員会に提議する。

・損失の危険が顕在化した場合には、担当取締役、担当執行役員は、速やかに経営会議委員会へ報告する。担当取締役は、現実化した損失の危険に迅速に対応のうえ、その極小化に努め、経営会議委員会は、専門組織の設置を検討する。

・新たに生じたリスクへの対応のため、代表取締役社長は必要に応じて全社へ示達すると同時に、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

③ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて書面または電磁的記録による取締役会も開催可能とする。

・業務に精通した者を執行役員として任命し、業務執行の責任と権限を大幅に委譲することにより、業務執行の迅速化と会社の健全な運営および効率化を図る。

・取締役の職務の重点を意思決定ならびに業務執行監督の強化・充実に繋げ、かつＩＴの適切な利用を通じて、職務の効率性を確保する。また、取締役会は子会社における業務執行状況および決算状況に関する報告を定期的に受ける。

④ 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・当社グループの役職員および従業員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための「企業行動ルール」を定める。また法令等遵守の徹底を図るため、当社グループの「コンプライアンス委員会」を設置する。
・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制確保のための教育および指導を行うとともに、「相談・通報制度」の窓口となる。
・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、必要に応じ弁護士および警察等と相談する。
・内部監査を担当する部門として「内部監査室」を組織する。

⑤ 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・経営会議委員会での討議事項に、企業集団における事案を含めることで、企業集団として内包されるリスクを検討している。
・コンプライアンス委員会は、企業集団の共通組織として機能し、法令等遵守の徹底を一元的に図る。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
・必要に応じて総務担当部門のスタッフが、監査役業務を補助する。

⑦ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
・総務担当部門のスタッフが監査を補助する場合は、監査役からの直接の業務指示・命令を受けて、これを実行する。

⑧ 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
・取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役会へ報告する。
・監査役は、経営会議委員会、コンプライアンス委員会、SDGs・安全委員会に参加し、意見を述べることができる。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つ。
・監査役は、当社の会計監査人である協立神明監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等の連携を図る。

⑩ 当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役を補助すべき従業員は当社の従業員規則に従い、当該従業員の監査業務に関する指揮命令は監査役に属するものとし、異動等人事事項については監査役と協議する。

⑪ 子会社の取締役、使用人が監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

・当社の監査役は必要に応じて、子会社の取締役、監査役または従業員に重要業務についてその状況を聴取できる。また子会社に著しい損害を及ぼす重要事実を発見した場合は直ちに監査役会に報告する。

⑫ 子会社の取締役および監査役ならびに使用人等、報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないための体制

・「コンプライアンス運営規程」にて通報・相談受付窓口で受け付けた情報の秘密は厳守することとしており、通報・相談者に対して不利益となる取扱いを禁止する。

⑬ 当社監査役の職務執行について生じる費用処理に関する事項

・当社は監査役がその職務遂行にかかわる費用請求をしたときには、必要でないと認められた場合を除き、速やかに支払い処理をする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

・当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために、本年度取締役会は11回開催され、必要に応じて書面または電磁的記録による取締役会も開催しました。その他、経営会議委員会も22回開催し、取締役の職務の重要な意思決定ならびに業務執行監督の強化・充実に繋げてまいりました。

② 内部監査の実施について

・内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門および子会社の監査を実施しました。内部監査室により実施した当社および子会社の内部監査結果につき、四半期毎に当社代表取締役社長に報告しています。

③ コンプライアンス委員会の実施および活動状況について

・当社グループのコンプライアンス委員会は、本年度委員会を３回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じてコンプライアンス体制の見直しをしています。また、当社グループ内でのコンプライアンス体制確保のため、全役員および全従業員に対して年１回、国内各社にてコンプライアンス研修会を開催しています。

④ 監査役の職務の執行について

・監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長および他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を適宜実施し、情報交換等の連携を図っています。また、本年度監査役会を10回開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握しています。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

① 基本的な考え方

・当社グループは、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するために、反社会的勢力および団体に対して毅然とした態度を貫き、断固、一切の関係を排除することに努めることを基本方針としています。

② 整備状況

・反社会的勢力への対応については、当社のコンプライアンスの重要項目の１つとして位置づけ、当社グループ役職員に周知徹底するとともに、反社会的勢力からの圧力があった場合、必要に応じて、警察への通報や弁護士への連絡を実施する等、外部の専門機関と連携の上、対処します。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来に備え経営基盤を強化することにより安定的な配当水準を維持することを基本方針とし、業績、経営環境および今後の事業展開を総合的に勘案するとともに株主の皆様への利益還元を図る。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年１回を基本とし、また、会社法第459条第１項の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議による旨を定款第46条で定めている。

この当社定款に基づき、2023年５月12日開催の当社取締役会において、第169期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）の期末配当金の支払いにつき、次のとおり決議する予定です。

１.期末配当金　　１株につき金５円

２.効力発生日並びに支払開始日　2023年６月30日（金曜日）

連結貸借対照表

(2023年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**34,062,424**	**流動負債**	**47,729,536**
現金及び預金	27,572,231	海運業未払金	2,708,906
売掛金	706,560	1年内償還予定の社債	240,000
商品及び製品	23,341	短期借入金	34,762,821
原材料及び貯蔵品	1,135,464	未払金	841,010
その他	4,624,826	未払法人税等	395,354
		賞与引当金	67,566
		その他	8,713,877
固定資産	**240,884,672**	**固定負債**	**158,783,768**
有形固定資産	**219,768,369**	社債	178,000
船舶	183,586,204	長期借入金	146,006,946
建物及び構築物	11,625,588	繰延税金負債	2,950,131
土地	9,679,620	再評価に係る繰延税金負債	1,083,122
建設仮勘定	14,526,040	役員退職慰労引当金	205,531
その他	350,916	特別修繕引当金	2,835,203
		退職給付に係る負債	367,392
		持分法適用に伴う負債	207,870
		その他	4,949,570
無形固定資産	**84,034**	**負債合計**	**206,513,305**
その他	84,034		
		純資産の部	
		株主資本	**26,585,779**
		資本金	1,800,000
投資その他の資産	**21,032,268**	資本剰余金	733,608
投資有価証券	11,472,623	利益剰余金	24,472,827
長期貸付金	1,290,401	自己株式	△420,655
繰延税金資産	991,685	**その他の包括利益累計額**	8,746,844
その他	7,277,558	その他有価証券評価差額金	656,702
		繰延ヘッジ損益	2,598,797
		土地再評価差額金	1,891,582
		為替換算調整勘定	3,599,761
		非支配株主持分	33,101,168
		純資産合計	68,433,792
資産合計	274,947,097	負債・純資産合計	274,947,097

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		58,061,579
売上原価		44,899,639
売上総利益		13,161,939
販売費及び一般管理費		4,397,148
営業利益		8,764,791
営業外収益		
受取利息	236,674	
受取配当金	112,055	
持分法による投資利益	1,748,876	
雇用調整助成金	356,361	
その他	606,300	3,060,269
営業外費用		
支払利息	2,843,434	
為替差損	1,782,781	
デリバティブ評価損	541,606	
その他	213,633	5,381,455
経常利益		6,443,604
特別利益		
船舶売却益	7,466,533	7,466,533
特別損失		
有形固定資産除却損	30,853	30,853
税金等調整前当期純利益		13,879,285
法人税、住民税及び事業税		815,398
法人税等調整額		1,176,944
当期純利益		11,886,942
非支配株主に帰属する当期純利益		5,447,571
親会社株主に帰属する当期純利益		6,439,371

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年４月１日期首残高	1,800,000	525,490	18,275,856	△581,058	20,020,289
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△179,940		△179,940
会社分割による減少			△67,406		△67,406
合併による増加			1,665		1,665
持分法の適用範囲の変動			3,280		3,280
親会社株主に帰属する当期純利益			6,439,371		6,439,371
自己株式の取得				△40	△40
自己株式の処分		208,117		160,442	368,560
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	208,117	6,196,970	160,402	6,565,490
2023年３月31日期末残高	1,800,000	733,608	24,472,827	△420,655	26,585,779

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2022年４月１日期首残高	410,414	38,498	1,906,276	1,597,202	3,952,392	23,409,636	47,382,318
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△179,940
会社分割による減少							△67,406
合併による増加							1,665
持分法の適用範囲の変動							3,280
親会社株主に帰属する当期純利益							6,439,371
自己株式の取得							△40
自己株式の処分							368,560
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	246,287	2,560,298	△14,693	2,002,558	4,794,452	9,691,531	14,485,983
連結会計年度中の変動額合計	246,287	2,560,298	△14,693	2,002,558	4,794,452	9,691,531	21,051,474
2023年３月31日期末残高	656,702	2,598,797	1,891,582	3,599,761	8,746,844	33,101,168	68,433,792

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

１．　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数・・・・・・・・・17社
主要な連結子会社の名称・・・・・・・東明汽船株式会社他
ESTEEM MARITIME S.A.は2022年１月１日付けでT.& M.MARITIME S.A.およびPRIMATE SHIPPING S.A.を吸収合併しました。このため、当連結会計年度より両社は連結の範囲から除外しています。

(2) 主要な非連結子会社の名称等
特記すべき主要な非連結子会社はありません。なお、非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等は何れも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしませんので、連結の範囲から除外しています。

２．　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社の数・・・・12社
持分法を適用した主要な関連会社の名称・・・明治土地建物株式会社他
当連結会計年度において、TOTO GENESIS NAVIGATION S.A.は清算手続きが完了したため、持分法適用の範囲から除外しています。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等
特記すべき主要な非連結子会社および関連会社はありません。なお、持分法を適用していない非連結子会社および関連会社については、当期純損益および利益剰余金等のうち持分相当額は何れも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしませんので、持分法の適用から除外しています。

３．　連結子会社の事業年度等に関する事項
東明汽船株式会社他16社の決算日は12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては、決算日現在の計算書類を使用しています。なお、連結決算日との期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

４．　会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの・・・時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)
市場価格のない株式等・・・・・・・移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法
デリバティブ・・・・・・・時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有する棚卸資産
評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっています。
商品・・・・・・・・・・・最終仕入原価法
貯蔵品・・・・・・・・・・潤滑油は先入先出法
その他の貯蔵品は移動平均法

(2) 減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

船舶・・・・・・・・・・・・・・主として定額法

建物及び構築物・・・・・・・・主として定額法

その他・・・・・・・・・・・・・主として定率法

無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しています。

リース資産（所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しています。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金・・・・・・・・・・・従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しています。

役員退職慰労引当金・・・・・・役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。
なお、2014年６月27日開催の定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、同日までの役員の在任期間に対する退職慰労金を支給することとしています。これにより同日以降の役員退職慰労引当金の繰入は行っていません。

特別修繕引当金・・・・・・・・船舶の特別修繕に要する費用の支出に備えるため、将来の修繕見積額に基づいて計上しています。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法 ・・・・・原則として、繰延ヘッジ処理によっています。
なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象 ・・ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象…借入金利息、外貨建予定取引

③ ヘッジ方針 ・・・・・・・・・デリバティブ取引に関する権限規程および取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利および為替変動リスクを一定範囲内でヘッジしています。

④ ヘッジ有効性の評価 ・・・・主としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しています。
ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ等については、ヘッジ有効性判定を省略しています。

(6) 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準・・・・・・・・約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。
主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、(収益認識に関する注記) に記載のとおりです。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法・・・従業員の退職金の支払いに備えるため、退職給付会計基準の簡便法により、当連結会計年度末要支給額を計上しています。

（会計上の見積りに関する注記）

１．固定資産の減損

(1) 見積りの内容

固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたって、主に各セグメントの個別物件ごとに資産のグルーピングを行い、収益性が著しく低下している資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしています。

(2) 当連結会計年度計上額　有形固定資産　219,768,369千円
無形固定資産　84,034千円

(3) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としています。減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、期末現在の使用状況や事業計画、市況等を勘案して見積もっています。

当該見積りや仮定について、事業計画や市況の変化等により将来キャッシュ・フローの見積りの見直しが生じた場合、減損損失が発生する可能性があります。

２．繰延税金資産の回収可能性

(1) 見積りの内容

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）」に基づいて企業の分類を行い、将来の課税所得見込額やタックス・プランニングを考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しています。

(2) 当連結会計年度計上額　繰延税金資産　991,685千円

(3) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

将来の課税所得見込額については、過去の業績や将来の業績予測、市況等を勘案して見積もっています。

当該見積りや仮定について、その時の業績や将来の経済環境の変化等により課税所得の見積りの見直しが生じた場合、繰延税金資産や法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1.担保に供している資産及び担保に係る債務

船舶	177,861,192千円
建物	8,812,225千円
土地	5,941,579千円
合計	192,614,998千円

上記物件について、借入金159,299,192千円（長期借入金134,953,450千円、短期借入金24,345,741千円）およびその他負債675,999千円（その他固定負債600,186千円、その他流動負債75,813千円）の担保に供しています。

2.有形固定資産の減価償却累計額　133,249,209千円

3.保証債務残高

KMNL LODESTAR SHIPPING B.V.	4,713,691千円
MIKOM TRANSPORT PTE LTD	3,458,294千円
COMET GYRO GAS TRANSPORT PTE.LTD.	8,293,232千円
MK REAL ESTATE,INC.	1,277,958千円
M&M SHIPHOLDING PTE.LTD.	7,749,775千円
東邦商運株式会社	256,500千円
MK PROPERTY HOLDING & MANAGEMENT,INC.	70,000千円
合計	25,819,452千円

上記の内、外貨建金額は169,743千米ドルです。
外貨建保証債務の換算は、決算時の為替相場によっています。
上記は、各社の船舶建造資金（全て本船担保付）等の借入金等に対する借入先等への保証です。

4.土地の再評価

「土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）」第３条第１項の規定に基づき土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った年月・・・・・・・・・1999年３月31日

再評価の方法・・・・・・・・・・・・土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日政令第119号）第２条第４号に定める国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法。

再評価を行った年月・・・・・・・・・2002年３月31日

再評価の方法・・・・・・・・・・・・主として土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日政令第119号）第２条第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価。

5.顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権（注１）	1,263,580千円
契約資産（注２）	10,963千円
契約負債（注３）	4,092,952千円

（注１）「売掛金」に706,560千円、流動資産「その他」に557,020千円が含まれています。
（注２）流動資産「その他」に含まれています。
（注３）流動負債「その他」に2,208,866千円、固定負債「その他」に1,884,086千円が含まれています。

(連結損益計算書に関する注記)

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額　57,529,944千円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

１．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　36,000,000株

２．剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
2022年５月13日取締役会	普通株式	179,940	5.00	2022年３月31日	2022年６月30日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年５月12日開催の取締役会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議する予定にしています。

①配当金の総額　　179,940千円

②１株当たり配当額　　5円

③基準日　　2023年３月31日

④効力発生日　　2023年６月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しています。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針です。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および主として船舶の設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しています。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしています。

2．金融商品の時価等に関する事項

2023年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金、短期貸付金および売掛金ならびに短期借入金およびその他流動負債は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,974,491	1,974,491	－
(2) 長期貸付金	1,400,328	1,434,818	△34,490
資産計	3,374,819	3,409,309	△34,490
(1) 社債	418,000	417,760	239
(2) 長期借入金	170,558,428	170,814,991	△256,563
(3) その他固定負債	675,999	676,655	△656
負債計	171,652,427	171,909,407	△256,980
デリバティブ取引 (*)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(4,510,271)	(4,510,271)	－
②ヘッジ会計が適用されているもの	6,109,317	6,109,317	－
デリバティブ取引計	1,599,046	1,599,046	－

(*)合計で正味の債務となる項目については、(　) で示しています。

（注）市場価格のない株式等

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	9,498,131

これらについては、「(1)投資有価証券」には含めておりません。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,974,491	－	－	1,974,491
デリバティブ取引				
金利関連	－	6,109,317	－	6,109,317
資産計	1,974,491	6,109,317	－	8,083,808
デリバティブ取引				
通貨関連	－	4,510,271	－	4,510,271
負債計	－	4,510,271	－	4,510,271

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期貸付金	－	1,434,818	－	1,434,818
資産計	－	1,434,818	－	1,434,818
社債	－	417,760	－	417,760
長期借入金	－	170,814,991	－	170,814,991
その他固定負債	－	676,655	－	676,655
負債計	－	171,909,407	－	171,909,407

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、レベル１の時価に分類しています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関より提示された価格に基づき算定しており、レベル２の時価に分類しています。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

長期貸付金

長期貸付金の時価については、直近の契約利率を基に割引現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しています。なお、１年内回収予定の長期貸付金は、長期貸付金に含めて時価を表示しています。

社債

社債の時価については、市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しています。なお、１年内償還予定の社債は、社債に含めて時価を表示しています。

長期借入金およびその他固定負債

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しています。なお、１年以内返済予定の長期借入金およびその他固定負債は、長期借入金およびその他固定負債にそれぞれ含めて時価を表示しています。

（賃貸等不動産に関する注記）

１.賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、東京都および兵庫県等において、主に賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しています。

２.賃貸等不動産の時価に関する事項　（単位：千円）

連結貸借対照表計上額	時価
7,489,733	9,941,510

（注１）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

（注２）当連結会計年度末の時価は、主に不動産鑑定士による不動産調査報告書による評価額です。

（収益認識に関する注記）
１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額	合計
	外航海運業	ホテル関連事業	不動産賃貸業	計		
日本	14,054,095	6,522,916	－	20,577,012	－	20,577,012
パナマ	3,126,770	－	－	3,126,770	－	3,126,770
シンガポール	14,456,565	－	－	14,456,565	－	14,456,565
オランダ	19,369,596	－	－	19,369,596	－	19,369,596
顧客との契約から生じる収益	51,007,028	6,522,916	－	57,529,944	－	57,529,944
その他の収益	－	－	531,634	531,634	－	531,634
外部顧客への売上高	51,007,028	6,522,916	531,634	58,061,579	－	58,061,579

（注）国別の売上高は、売上を計上した国別に分類しています。

２．収益を理解するための基礎となる情報
(1)外航海運業
当社グループは、主に定期傭船契約による船舶貸渡業を行っており、貸渡期間にわたり当社グループの履行義務は充足されると判断し、収益を認識しています。
(2)ホテル関連事業
当社グループは、宿泊・ゴルフ場利用等のサービスを顧客に提供しており、宿泊等の時点において当社グループの履行義務は充足されると判断し、収益を認識しています。また、ポイント制度について、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法によっています。
(3)不動産賃貸業
当社グループは、所有する不動産を顧客に賃貸しており、その収益は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号　2007年３月30日）により認識しています。

３．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
(1)契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	767,878	1,263,580
契約資産	24,359	10,963
契約負債	1,930,149	4,092,952

期首時点の契約負債は当連結会計年度の収益として計上されています。
（注）１．顧客との契約から生じた債権のうち主なものは、外航海運業に係る未収用船料、及びホテル関連事業に係る売掛金です。
２．契約資産のうち主なものは、外航海運業に係るその他未収金です。
３．契約負債のうち主なものは、外航海運業に係る前受用船料です。

(2)残存履行義務に配分した取引価格
外航海運業に係る残存履行義務に配分した取引価格は、提供するサービスの時間に基づき固定額を請求するため、及び、ホテル関連事業に係る残存履行義務に配分した取引価格は、１年を超えるものがないため、記載を省略しています。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額	1,038円96銭
２．１株当たり当期純利益	190円17銭

（重要な後発事象に関する注記）

連結子会社（在オランダ12月決算会社）１社において、同社の期末日後に所有船舶１隻を売却し、これにより、翌連結会計年度に特別利益を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益に約５億円の影響が見込まれます。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**6,858,897**	**流動負債**	**7,255,477**
現金及び預金	3,998,209	短期借入金	5,891,368
短期貸付金	813,695	1年内償還予定の社債	240,000
前払費用	707,369	未払金	85,499
未収入金	1,316,114	未払法人税等	217,750
その他	23,510	未払費用	17,036
		前受金	743,216
		賞与引当金	30,986
		その他	29,620
固定資産	**18,045,063**	**固定負債**	**8,497,465**
有形固定資産	**8,766,236**	社債	178,000
建物	5,361,676	長期借入金	7,176,855
車両運搬具	13,807	再評価に係る繰延税金負債	715,795
工具、器具及び備品	134,487	退職給付引当金	225,541
土地	3,256,264	役員退職慰労引当金	199,968
		長期預り敷金	1,305
無形固定資産	**49,312**	**負債合計**	**15,752,943**
借地権	5,250		
その他	44,062	**純資産の部**	
		株主資本	**6,959,971**
		資本金	**1,800,000**
		利益剰余金	**5,163,937**
投資その他の資産	**9,229,514**	利益準備金	450,000
投資有価証券	1,804,905	その他利益剰余金	4,713,937
関係会社株式	1,176,957	圧縮記帳積立金	122,502
関係会社長期貸付金	5,357,762	別途積立金	30,000
繰延税金資産	46,866	繰越利益剰余金	4,561,434
その他	843,023	**自己株式**	**△3,965**
		評価・換算差額等	**2,191,046**
		その他有価証券評価差額金	**565,836**
		繰延ヘッジ損益	**274**
		土地再評価差額金	**1,624,935**
		純資産合計	**9,151,018**
資産合計	**24,903,961**	**負債・純資産合計**	**24,903,961**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額		
海運業収益			
その他海運業収益		1,588,137	
不動産賃貸業収益		1,210,030	2,798,167
海運業費用			
船費	170,351		
その他海運業費用	6,000	176,351	
不動産賃貸業費用		790,792	
（うち減価償却費）		(354,717)	
一般管理費		1,093,230	
（うち減価償却費）		(36,375)	2,060,375
営業利益			737,792
営業外収益			
受取利息		189,353	
受取配当金		66,274	
為替差益		274,304	
受取保証料		308,985	
その他		184,994	1,023,913
営業外費用			
支払利息		135,926	
社債利息		1,896	
その他		51,991	189,815
経常利益			1,571,890
税引前当期純利益			1,571,890
法人税、住民税及び事業税			466,047
法人税等調整額			13,115
当期純利益			1,092,727

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
			圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2022年４月１日期首残高	1,800,000	450,000	126,537	30,000	3,644,612	4,251,149
事業年度中の変動額						
圧縮記帳積立金の取崩			△4,035		4,035	－
剰余金の配当					△179,940	△179,940
当期純利益					1,092,727	1,092,727
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	△4,035	－	916,822	912,787
2023年３月31日期末残高	1,800,000	450,000	122,502	30,000	4,561,434	5,163,937

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2022年４月１日期首残高	△3,925	6,047,224	397,471	△7,779	1,624,935	2,014,628	8,061,852
事業年度中の変動額							
圧縮記帳積立金の取崩		－					－
剰余金の配当		△179,940					△179,940
当期純利益		1,092,727					1,092,727
自己株式の取得	△40	△40					△40
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			168,364	8,054	－	176,418	176,418
事業年度中の変動額合計	△40	912,746	168,364	8,054	－	176,418	1,089,165
2023年３月31日期末残高	△3,965	6,959,971	565,836	274	1,624,935	2,191,046	9,151,018

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの・・・・・・時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

市場価格のない株式等・・・・・・・移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ・・・・・・・時価法

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）・明海ビルおよび1998年９月以降取得した建物ならびに2016年４月以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他は定率法を採用しています。

無形固定資産（リース資産を除く）・自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しています。

3．繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しています。

4．引当金の計上基準

賞与引当金・・・・・・・・・・・・従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しています。

退職給付引当金・・・・・・・・・・従業員の退職金の支払いに備えるため、退職給付会計基準の簡便法により、当期末決算日時点の要支給額を計上しています。

役員退職慰労引当金・・・・・・・役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく、当期末要支給額を計上しています。
なお、2014年６月27日開催の定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、同日までの役員の在任期間に対する退職慰労金を支給することとしています。これにより同日以降の役員退職慰労引当金の繰入は行っていません。

5．ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法・・・・・・・・原則として、繰延ヘッジ処理によっています。
なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象・・・・・ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金利息

(3) ヘッジ方針・・・・・・・・・・・デリバティブ取引に関する権限規程および取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定範囲内でヘッジしています。

(4) ヘッジ有効性の評価・・・・・・・主としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しています。
ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ等については、ヘッジ有効性判定を省略しています。

6.収益及び費用の計上基準
収益の計上基準・・・・・・・・・・約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。
主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、(収益認識に関する注記)に記載のとおりです。

（会計上の見積りに関する注記）

１．固定資産の減損

(1) 見積りの内容

固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたって、主に各セグメントの個別物件ごとに資産のグルーピングを行い、収益性が著しく低下している資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしています。

(2) 当事業年度計上額　有形固定資産　8,766,236千円
無形固定資産　49,312千円

(3) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としています。減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、期末現在の使用状況や事業計画、市況等を勘案して見積もっています。

当該見積りや仮定について、事業計画や市況の変化等により将来キャッシュ・フローの見積りの見直しが生じた場合、減損損失が発生する可能性があります。

２．繰延税金資産の回収可能性

(1) 見積りの内容

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）」に基づいて企業の分類を行い、将来の課税所得見込額やタックス・プランニングを考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しています。

(2) 当事業年度計上額　繰延税金資産　46,866千円

(3) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

将来の課税所得見込額については、過去の業績や将来の業績予測、市況等を勘案して見積もっています。

当該見積りや仮定について、その時の業績や将来の経済環境の変化等により課税所得の見積りの見直しが生じた場合、繰延税金資産や法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	3,746,330千円
土地	865,516千円
合計	4,611,846千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	309,424千円
長期借入金	4,566,695千円
合計	4,876,119千円

２．有形固定資産の減価償却累計額　5,213,478千円

３．保証債務残高

MELODIA MARITIME PTE LTD.	5,168,065千円
ぎのわん観光開発株式会社	3,206,393千円
東明汽船株式会社	2,835,631千円
TRINITY BULK, S.A.	1,266,760千円
MK CENTENNIAL MARITIME PTE.LTD.	9,613,281千円
BRIGHT OCEAN MARITIME S.A.	659,204千円
ESTEEM MARITIME S.A.	36,463,248千円
KMNL LODESTAR SHIPPING B.V.	4,713,691千円
COMET GYRO GAS TRANSPORT PTE.LTD.	8,293,232千円
MK CENTENNIAL MARITIME B.V.	75,563,673千円
MIKOM TRANSPORT PTE LTD	3,458,294千円
MK REAL ESTATE,INC.	927,958千円
エム・エム・エス株式会社	1,196,564千円
M&M SHIPHOLDING PTE.LTD.	7,749,775千円
SOLEIL TRANSPORT S.A.	7,653,644千円
株式会社ザ・ウィンザー・ホテルズインターナショナル	21,582千円
サフィールリゾート株式会社	10,000千円
エスティームマリタイムジャパン株式会社	13,820,303千円
東邦商運株式会社	256,500千円
合計	182,877,805千円

上記の内、外貨建金額は871,147千米ドルおよび500千ユーロです。
外貨建保証債務の換算は、決算時の為替相場によっています。
上記は、各社の船舶建造・購入資金（一部を除き本船担保付）および運転資金の借入金等に対する借入先等への保証です。

４．土地の再評価

「土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）」第３条第１項の規定に基づき土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った年月・・・・・・・・・2002年３月31日

再評価の方法・・・・・・・・・・・・主として土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日政令第119号）第２条第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価。

5．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりです。

関係会社に対する短期金銭債権	2,090,725千円
関係会社に対する長期金銭債権	98,733千円
関係会社に対する短期金銭債務	48,936千円
関係会社に対する長期金銭債務	1,305千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

売上高	2,767,428千円
仕入高	19,438千円
一般管理費	117,975千円
営業取引以外の取引	611,887千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式	11,922株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	68,970千円
役員退職慰労引当金	61,150千円
賞与引当金	9,475千円
海外子会社留保金	224,350千円
その他	25,266千円
繰延税金資産合計	389,213千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△53,963千円
その他有価証券評価差額金	△249,254千円
長期外貨建て債権債務評価益	△34,597千円
その他	△4,532千円
繰延税金負債合計	△342,347千円
繰延税金資産の純額	46,866千円
再評価に係る繰延税金負債	
土地再評価法による再評価差額金	△715,795千円

（関連当事者との取引に関する注記）

（単位：千円）

属　性	会社等の名称	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	BRIGHT OCEAN MARITIME S.A.	所有 直接100%	役員の兼任 資金の援助 債務保証 当社に対し船舶を賃貸	債務保証	659,204	長期貸付金 短期貸付金	707,762 233,695
子会社	MK CENTENNIAL MARITIME PTE.LTD.	所有 間接100%	債務保証	債務保証	9,613,281		
子会社	ESTEEM MARITIME S.A.	所有 間接100%	役員の兼任 資金の援助 債務保証 当社に対し船舶を賃貸	債務保証 資金の回収	36,463,248 333,000	前払借船料 長期貸付金 短期貸付金	584,680 3,620,000 530,000
子会社	MELODIA MARITIME PTE LTD.	所有 間接52.0%	債務保証	債務保証	5,168,065		
子会社	東明汽船株式会社	所有 直接18.3% 間接25.0%	役員の兼任 債務保証 当社より船舶を賃借 担保の被提供	その他海運業収益 債務保証	1,445,459 2,835,631	前受貸船料	734,372
子会社	エム・エム・エス株式会社	所有 直接25.0% 間接25.0%	役員の兼任 資金の援助 債務保証	債務保証 資金の貸付 資金の回収	1,196,564 560,000 560,000		
子会社	ぎのわん観光開発株式会社	所有 直接33.8% 間接21.1%	役員の兼任 資金の援助 債務保証	債務保証 資金の貸付	3,206,393 400,000	長期貸付金	400,000
子会社	MK CENTENNIAL MARITIME B.V.	所有 間接100%	債務保証	債務保証 受取保証料	75,563,673 184,108		
子会社	サフィールリゾート株式会社	所有 直接100%	役員の兼任 当社より建物を賃借 債務被保証 債務保証	債務被保証	900,000	不動産賃貸業未収金	633,600
子会社	株式会社ザ・ウィンザー・ホテルズインターナショナル	所有 直接100%	役員の兼任 当社より土地･建物を賃借 債務被保証 債務保証	債務被保証	2,674,494	不動産賃貸業未収金	598,400
子会社	MK REAL ESTATE,INC	所有 間接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	927,958		
子会社	SOLEIL TRANSPORT S.A.	所有 間接100%	役員の兼任 資金の援助 債務保証	債務保証	7,653,644	長期貸付金	570,000
子会社	TRINITY BULK, S.A.	所有 直接60.0%	役員の兼任 債務保証	債務保証	1,266,760		
子会社	エスティームマリタイムジャパン株式会社	所有 間接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	13,820,303		
子会社	東邦商運株式会社	所有 間接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	256,500		
関連会社	KMNL LODESTAR SHIPPING B.V.	所有 間接50.0%	債務保証	債務保証	4,713,691		
関連会社	MIKOM TRANSPORT PTE LTD	所有 間接50.0%	役員の兼任 債務保証	債務保証	3,458,294		
関連会社	COMET GYRO GAS TRANSPORT PTE.LTD.	所有 間接50.0%	役員の兼任 債務保証	債務保証	8,293,232		
関連会社	M&M SHIPHOLDING PTE.LTD.	所有 間接50.0%	役員の兼任 債務保証	債務保証	7,749,775		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．取引条件について、貸船料および借船料は、独立した第三者間取引を基礎として決定しています。なお、貸船料から借船料を差し引いた純額で「その他海運業収益」として認識しています。また資金貸付は、市場金利を勘案し決定し、その他の取引は、一般の取引条件を基礎として決定しています。

２．債務保証は、船舶建造・購入資金（一部を除き本船担保付）および運転資金の借入金等に対する借入先等への保証です。

(収益認識に関する注記)
収益を理解するための基礎となる情報
(1)外航海運業
当社は、主に定期傭船契約による船舶貸渡業を行っており、貸渡期間にわたり当社の履行義務は充足されると判断し、収益を認識しています。この取引は代理人取引と判断し、「貸船料」から「借船料」を差し引いた純額で「その他海運業収益」として認識しています。
(2)不動産賃貸業
当社は、所有する不動産を顧客に賃貸しており、その収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号　2007年３月30日)により認識しています。

(１株当たり情報に関する注記)

１．１株当たり純資産額	254円28銭
２．１株当たり当期純利益	30円36銭

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年４月29日

明治海運株式会社
　取締役会　御中

協立神明監査法人
神戸事務所

代表社員 業務執行社員　公認会計士　古村　永子郎
代表社員 業務執行社員　公認会計士　角橋　実

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、明治海運株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年４月29日

明治海運株式会社
　取締役会　御中

協立神明監査法人
神戸事務所

代表社員 業務執行社員　公認会計士　古村　永子郎
代表社員 業務執行社員　公認会計士　角橋　実

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、明治海運株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの第169期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2022年４月１日から2023年３月31日までの第169期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、オンライン形式も併用し取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議にオンライン形式も併用して出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式も併用し意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び協立神明監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年５月８日

明治海運株式会社　監査役会

常勤監査役　壷　井　圭　次　㊞

社外監査役　松　浦　明　人　㊞

社外監査役　遠　藤　克　博　㊞

社外監査役　田　中　誠　一　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件（商号の変更）

１．提案の理由

当社は海運業を祖業として1911年5月に設立して以来、事業を発展させてまいりました。現在、当社グループは海運業以外にも、ホテル、不動産等の事業を展開するに至っております。多業種化したグループの中核として当社が一体感を創出し、当社グループが持続可能な企業集団として更なる成長を成し遂げるべく、商号の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（商号） 第１条　当会社は明治海運株式会社と称し、英文ではMEIJI SHIPPING CO., LTD.と表示する。	（商号） 第１条　当会社は、明海グループ株式会社と称し、英文ではMeiji Shipping Group Co., Ltd.と表示する。
（新設）	（附則） １　第１条（商号）の変更は、2023年10月１日から効力を生ずるものとする。但し、2023年９月30日までに開催される取締役会において、これと異なる日を効力発生日とすることを決定した場合には、新たに定められた日から効力を生ずるものとする。 ２　本附則は、第１条（商号）の変更の効力発生日の経過後にこれを削除する。

第２号議案　取締役９名選任の件

現在の取締役11名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役２名を含む取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	再任 内田和也（うちだかずや） （1945年11月５日生）	1983年１月　当社入社 1984年７月　当社企画部長 1985年６月　当社取締役 1986年６月　当社常務取締役 1987年６月　当社代表取締役専務取締役 1991年６月　当社代表取締役副社長 1992年６月　当社代表取締役社長 2014年４月　当社代表取締役社長 CEO 2021年６月　当社代表取締役会長 CEO 最高経営責任者（現任）	101,530株
	〔取締役候補者とした理由〕 当社の最高経営責任者として長年培われた豊富な経験と知識を有し、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるとの判断から取締役候補者としました。		
2	再任 内田貴也（うちだたかや） （1975年10月22日生）	2008年10月　当社入社 当社経営企画グループ長 2009年６月　当社取締役 2010年６月　当社取締役常務執行役員 2011年４月　当社常務取締役 2013年６月　当社代表取締役専務取締役 2014年４月　当社代表取締役専務取締役 COO 2020年６月　当社代表取締役副社長 COO 2021年６月　当社代表取締役社長 COO 最高執行責任者、コンプライアンス管掌（現任）	192,900株
	〔取締役候補者とした理由〕 当社の最高執行責任者として、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるとの判断から取締役候補者としました。		
3	再任 笹原弘崇（ささはらひろたか） （1969年10月２日生）	1996年８月　当社入社 2008年７月　当社総務グループ長 2011年４月　当社常務執行役員 2015年６月　当社取締役常務執行役員 2021年６月　当社常務取締役 2022年６月　当社専務取締役 総務担当（現任）	1,000株
	〔取締役候補者とした理由〕 当社の総務部門における豊富な業務経験と知識を有し、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるとの判断から取締役候補者としました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、地位および担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所　有　す　る
当社の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>再任
藤 川　仁
（1965年12月29日生）</td><td>1997年２月　当社入社
2004年10月　当社総務グループ長
2006年４月　当社理事
2008年６月　当社執行役員
2018年６月　当社取締役常務執行役員
2021年６月　当社常務取締役
2022年６月　当社専務取締役
船舶管理担当（現任）
（エム・エム・エス株式会社代表取締役社長）</td><td>1,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔取締役候補者とした理由〕
当社の海運部門および船舶管理部門における豊富な業務経験と知識を有し、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるとの判断から取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>再任
水 野 敏 郎
（1958年11月３日生）</td><td>2003年８月　当社入社
2004年10月　当社経理グループ長
2007年４月　当社理事
2008年６月　当社執行役員
2011年６月　当社取締役執行役員
2015年４月　当社取締役常務執行役員
2022年６月　当社常務取締役
経理担当（現任）</td><td>1,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔取締役候補者とした理由〕
当社の経理部門における豊富な業務経験と知識を有し、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるとの判断から取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>再任
丹 生 雅 之
（1956年１月27日生）</td><td>2009年４月　株式会社ホテルアンヌプリ総支配人
2011年３月　同社常務取締役
2011年４月　当社執行役員
2012年６月　当社取締役執行役員
関連事業担当（現任）</td><td>1,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔取締役候補者とした理由〕
当社の関連事業部門における豊富な業務経験と知識を有し、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるとの判断から取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>再任
吉ヶ江　隆 介
（1973年６月12日生）</td><td>1997年11月　当社入社
2017年７月　NEOM MARITIME (SINGAPORE) PTE. LTD.
(現MMS BULK SHIPMANAGEMENT (SINGAPORE) PTE. LTD.)
Managing Director
2019年４月　当社執行役員
2021年６月　当社取締役執行役員
海上安全技術担当（現任）</td><td>1,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔取締役候補者とした理由〕
当社の船舶管理部門および海上安全技術部門における豊富な業務経験と知識を有し、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるとの判断から取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
8	再任　社外 大野勝久（おおのかつひさ） （1944年２月18日生）	1999年６月　三井造船株式会社取締役 2003年６月　同社常務取締役 2009年７月　同社顧問 2010年６月　当社監査役 2015年６月　当社取締役（現任）	5,000株
	〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕 上場会社における取締役としての豊富な経験と知識を有し、取締役会及び経営会議の審議において、独立した立場から必要に応じ助言や提言を行って頂くことで、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たして頂いており、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるとの判断から社外取締役候補者としました。 選任後は、引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。		
9	再任　社外 長谷吉博（はせよしひろ） （1952年２月２日生）	2001年４月　社団法人産業環境管理協会入所 （2013年４月一般社団法人へ移行） 2010年６月　同社団企画参与 2013年６月　同社団執行理事 環境管理部門長 2015年６月　当社取締役（現任）	1,000株
	〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕 一般社団法人における組織運営等の幅広い知見を有し、取締役会及び経営会議の審議において、独立した立場から必要に応じ助言や提言を行って頂くことで、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たして頂いており、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるとの判断から社外取締役候補者としました。 選任後は、引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。		

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．大野勝久氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって、８年となります。また、同氏は、2010年６月29日付にて当社の社外監査役に就任し、2015年６月26日付にて辞任により退任しました。
３．長谷吉博氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって、８年となります。
４．当社は、定款第32条の規定に基づき大野勝久氏、長谷吉博氏との間で責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合は当該責任限定契約を継続する予定であります。当該責任限定契約に基づく賠償責任限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額となります。
５．大野勝久氏、長谷吉博氏が再任された場合、両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
６．当社は役員等賠償責任保険（以下「Ｄ＆Ｏ保険」という）契約を保険会社との間で締結し、取締役・監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）等を填補することとしています。なお、Ｄ＆Ｏ保険の保険料は、全額を当社が負担しており、契約期間は１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議し、更新する予定です。各候補者は、Ｄ＆Ｏ保険契約の被保険者に含められることとなります。

以　上

株主総会会場ご案内

場　所　神戸市垂水区東舞子町18番11号
　　シーサイドホテル舞子ビラ神戸
　　本館３階　舞子の間
交　通　JR舞子駅/山陽電鉄 舞子公園駅より、徒歩約７分

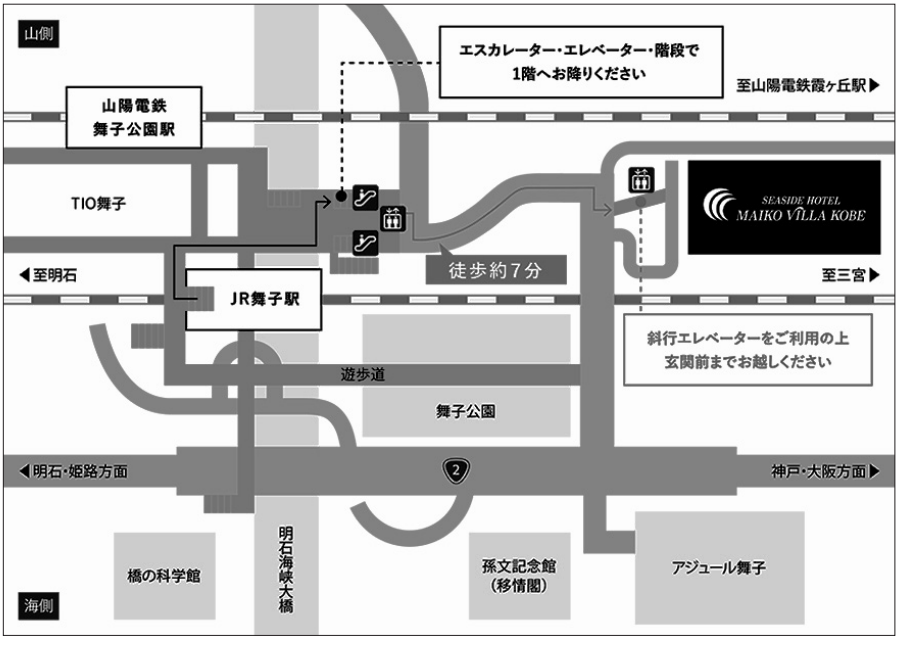

VEGETABLE OIL INK